

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 募集要項に関する質問回答（第2回目）

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 1	2	21	第2	5					平成26年1月に公表された実施方針において、P24別紙1にリスク分担表が提示されています。リスク分担については、この内容に変更がないという理解でよろしいでしょうか	事業契約書（案）をご確認ください。
募集要項 2	2	21	第2	5					リスク分担表の最終版（修正版）をご提示いただけないでしょうか	募集要項質問回答（第2回目）No.1をご参照ください。
募集要項 3	2	34	第2	6	(2)				し尿・浄化槽汚泥において、し尿汚泥と浄化槽汚泥の割合をご教示願います。	重量ベースで、概ね生し尿5%、浄化槽汚泥95%です。
募集要項 4	7		第2	9	(3)	図1			図1中でバイオガス利活用において、活用方法提案は「バイオガス利活用及び維持管理運営費について、バイオガスの利活用による対価で一部を賄う。」と記載されていますが、バイオガスの利活用業務をFIT発電とする場合、資源エネルギー庁により認定される発電設備範囲の使用電力を賄うという理解でよろしいでしょうか。	発電設備範囲に限りません。
募集要項 5	9	2	第3	4	(1)				落札後、他のコンソーシアムに参加していた企業への下請け発注は認められるでしょうか？	認められます。
募集要項 6	9	11	第3	4	(1)	ウ			協力企業には、特別目的会社から発酵後汚泥を有価で購入し、利活用する企業もなり得ると理解してよろしいでしょうか。	業務の委託・請負関係があれば、協力企業となります。
募集要項 7	26	3	別紙1	1					第1回質問時の募集要項に関する回答133で、業務水準の低下については、「要求水準書全般を対象」とするとされていますが、業務水準書で定性的な記載しかない項目、例えばP15 表2-1 メタン発酵設備 メタン発酵槽の「発酵に適した構造、形状とすること」については、提案書で示した性能を確保すれば、業務水準の低下とは判断されないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 8	29	表	別紙1	4	4	3	(1)		第1回質問時の募集要項に関する回答163で、重大な影響とは、「要求水準に示す事項が未達になっている場合を想定」しているとされていますが、要求水準書で定量的な記載がない項目については、対象とならないと考えてよいでしょうか。	対象になります。
募集要項 9	32	表1	別紙2	1					募集要項の質問回答No.261について、燃料費、薬剤費、消耗品費等のうち、バイオマス処理量が変化しても変動しない固定費については、募集要項 別紙-2の表-1のサービス購入費C固定料金(1)「維持管理、運営業務のうち、バイオマス量に関係なく生じる人件費、水光熱費等」と記載のある”等”の中に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 10	32	表1	別紙2	1					燃料費、光熱水費、薬剤費、消耗品費等のうち、バイオマス処理量が増減しても変動しない費用（例えば、メタン発酵槽の攪拌機のように処理量が変わっても常に同じ動力で運転しているものの電力費）については、固定料金として考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 11	32	表1	別紙2	1					表-1のサービス購入費Cの内、設備の運転維持管理に必要な費用は、要求水準書別紙3に示される”維持管理の範囲”の全ての設備を対象としていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 12	32	表1	別紙2	1					募集要項の質問回答No.187において、サービス購入費Cの金額は各年度同一金額とする旨のご回答がありましたが、年度毎の修繕費等は大きく異なるため、サービス購入費Cとして受領する一定の金額と当該年度に実際にSPCが支出する金額に差が生じます。その結果不足資金を補填する運転資金や余剰資金の積立の対応が必要になり、結果的に提案価格が上昇してしまい、市としても望ましくない結果になるものと思料致します。再度、サービス購入費Cを年度毎に異なる金額に設定することを認めて頂きたい存じます。	修繕費が年度毎に変動する提案を可能とするよう、関連項目を修正します。
募集要項 13	32	表1	別紙2	1					募集要項の質問回答No.261について、燃料費、薬品費、消耗品費等のうち、バイオマス処理量が増減しても変動しない固定費については、募集要項 別紙-2の表-1のサービス購入費C固定料金(1)「維持管理、運営業務のうち、バイオマス量に関係なく生じる人件費、水光熱費等」と記載のある”等”の中に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 14	35	1	別紙2	2	2	2			「バイオガスの利活用による得られる収入をあらかじめ考慮し差し引く」とありますが、様式7-4cによれば当該還元額は、公共下水道汚泥処理量、地域下水道汚泥処理量及び生ゴミ処理量のそれぞれに比例する算式となっております。一方、汚泥の質が変動した場合には同じ汚泥量であっても発生するバイオガスの量が変動し、還元できる原資も変動するため、質の変化の程度によっては還元の原資が不足することも想定されますが、そのような理解でよろしいでしょうか。また、還元の原資が不足した場合にはSPCが破綻する恐れもあることから、このリスクを回避するための方法として、還元額の計算を例えば発生するバイオガスの量に比例した計算として頂けないでしょうか。	前段、質の変化については、事業者である程度見込んだ上で、還元できる原資を想定してください。 後段、原案のとおりとします。
募集要項 15	35	図1	別紙2	2	2	2			維持管理・運営業務の対価の計算で使用される汚泥処理量については、要求水準書の5.3運営業務(1)①の条項で規定する受入量を計測する業務にて把握する数量という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 16	35	図1	別紙2	2	2	2			募集要項の質問回答No. 209について、ゴミの分別が不十分であり、発酵不適物が想定以上に増加した場合、ゴミの粉碎や選別、発酵不適物の洗浄・脱水等の工程に係る費用が増加しますので、処理量については、発酵不適物を含む量として下さい。	原案のとおりとします。
募集要項 17	35	13	別紙2	2	2	3	(2)		第1回質問時の募集要項に関する回答215に関し、発酵後汚泥を全量利活用する提案をしたケースで、年次点検時に発生する非有価物の資源化センターへの運搬・搬入費用はサービス購入費Dの対象となると考えてよろしいでしょうか。	発酵後汚泥を全量利活用する提案をした場合においては、サービス購入費Dの対象となりません。
募集要項 18	35	13	別紙2	2	2	3	(2)		第1回質問時の募集要項に関する回答215に関し、発酵後汚泥を全量利活用する提案をしたケースで、突発トラブルにより非有価物が発生した場合、搬入条件が満たされていれば資源化センターへ搬入してもよろしいでしょうか。	含水率20%以下とし、その運搬スケジュールはあらかじめ協議のうえ決定します。
募集要項 19	36		サービス購入量の計算式						計算式中の「C：有価物(1)としての利活用の提案量」とは、投入バイオマスをメタン発酵しバイオガスとして利用するものと、発酵後汚泥を利活用するものの、合計TS量との理解でよろしいでしょうか。	投入バイオマスをメタン発酵しバイオガスとして利用するものについては、別途提案をしてください。 なお、募集要項の当該項目を修正します。
募集要項 20	36	図	別紙2	2	2	3	(2)		発酵後汚泥から発生する非有価物の含水率が15%の場合の資源化センター搬入料金(単価)は18,000円/(1-0.15)=21,176円/t-TSと考えるとよろしいでしょうか。	サービス購入費の計算において資源化センター搬入料金は22,500円/t-TSとしてください。なお、実際の搬入料金は実重量ベースで18,000円/tです。
募集要項 21	36	図	別紙2	2	2	3	(2)		乾燥機のトラブルにより、含水率20%以上の発酵後汚泥が発生した場合、資源化センターでの受入は可能でしょうか。あるいは、事業者が処分業者へ処理を委託すればよろしいでしょうか。	発酵後汚泥の性状と量に合わせて協議のうえ決定します。処分業者への処理委託は現段階では、考えておりません。
募集要項 22	36	図	別紙2	2	2	3	(2)		資源化センター搬入料金はTS量当たりとなっていますが、事業者にてサンプル測定した含水率(TS濃度)を元に精算していただくと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 23	40	11	別紙3	1	②				サービス購入費A、Bは、機械工事、電気工事、建築工事、土木工事等多岐にわたっており、一つの指標だけで物価変動を反映することは無理です。工種毎に適切な指標で協議することは可能でしょうか。	一つの指標によるものとします。なお、用いる指標については、協議により決定することも可能とします。
募集要項 24	40	11	別紙3	1	②				サービス購入費A、Bは、機械工事費、電気工事費、建築工事費、土木工事費等で構成され、施工時期は様々です。従いまして、サービス購入費の見直し時期を工種毎に行うことは可能でしょうか。	工種毎に見直しを行うことは不可とします。
募集要項 25	43	17	別紙3	2	⑤				サービス購入費Cに関して「※0.985<CSPI _{t-1} /CSPI _t <1.015(小数点以下第4位未満の端数切り捨て後)の場合は改定を行わない。」とあります。1.020の場合は2.0%の価格UPになるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 26	43	20	別紙3	2	⑥				第1回質問時の募集要項に関する回答270で、「当該年度の損失については、サービス購入費Cの見直しの対象とは」しない。「損失については、事業契約書(案)第53条に」従うとのことですが生ごみ量の変動については、基本的に市帛費で、「著しく異なる」ことを選定事業者が立証できれば、当該年度の損失を翌年度のサービス購入費に上乗せすることは可能でしょうか。	募集要項質問回答(第1回目)No.270のとおりとします。
募集要項 27	3		回答	22					パンフレットの当初作成部数について1万部との回答をいただいておりますが、年間見学者数として数千人を想定し、数千部作成し、見学者受入動向を鑑み、適宜増刷することによるのでしょうか。	ご理解のとおりです
募集要項 28	3		回答	30					未利用地活用業務を提案する提案者と提案しない提案者が想定されます。一方で、今回の本事業の建設においては、建設場所以外で仮設事務所、建設資材等置場が必要となりますが、未利用地活用業務を提案する提案者は、事業開始時の未利用地活用業務想定場所を仮設事務所・置場として建設期間中使用するのに対して土地使用料を支払い、未利用地活用業務を提案しない提案者は土地使用料を支払わないとの不公平が生じる可能性があります。よって、提案者の公平性を確保する観点で、未利用地活用業務に使用する土地の賃貸借期間は、活用業務工事開始時から事業期間終了日までを原則とするように変更頂きたい。	原案のとおりとします。
募集要項 29	3		回答	32					質問回答32では、指定収集袋のサイズ、形状等につきましては市で決定しますとのことですが、指定収集袋のサイズは出来る限り小さいサイズ(10L未満)として頂きたい。大きなサイズですと、発酵不適物の混入可能性が高くなり、破碎選別機の故障につながる事が懸念されます。	いただいたご意見を参考にさせていただきますが、指定収集袋のサイズ、形状等は平成27年度以降に決定いたします。
募集要項 30	7		回答	72					「有事における迅速な監督対応」とありますが、「迅速」の定義をご教示頂きたい。	時間的な定義はありませんが、緊急事態の報告、対応が遅滞なくできることとします。
募集要項 31	9		回答	94					下請企業、アドバイザー、金融機関、保険会社、後援グループ/団体は記載して良いと了解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 32	11		回答	119					各企業の授權代表者の押印で認められるかに関して、未回答ですので、ご回答を頂きたい。	参加資格表明時に表明した代表者の押印とします。なお、様式集質問回答(第1回目)No.5を併せてご参照ください。
募集要項 33	15		回答	155					「日によっては提示の汚泥量・生ごみ以上になる場合」とありますが、「以上になる場合」の量をご教示頂きたい。設備能力設定の重要な項目になりますので、具体的にご回答頂きたい、また、ご回答頂けない場合は、その理由をご教示頂きたい。	し尿・浄化槽汚泥(農集排、し尿処理施設、特環公共下水道汚泥を含む)の日最大搬入量の実績値は306m ³ です。内訳として、生し尿、浄化槽汚泥、農集排、し尿処理施設の日最大搬入量は276m ³ (週5日搬入)で、特環公共下水道汚泥の日最大搬入量の実績値は30m ³ (冬季中心に月最大6日搬入)です。生ごみの日最大搬入量の推定値は150t(家庭系)+33t(事業系)となります。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 34	17		回答	183 187					市の実施されたPFI事例では、本事業のサービス購入費C固定料金に相当するサービス購入費が事業年度に異なる建付けとなっています。初年度の試運転に関する費用・修繕費等々年度毎に明らかに変動しますが、事業年度ごとに異なるサービス購入費の提案を不可とされると、事業者が年度ごとの発生額とサービス購入費C固定料金の受取額の差額を吸収することになり、事業者のキャッシュフローに影響を与えることが懸念されますので、再考頂きたく。また、再度「不可」とされる場合は、合理的根拠をご説明願いたく。	募集要項質問回答（第2回目）No. 12をご参照ください。
募集要項 35	19		回答	198					「工事に関する諸経費」には、設計費・工事監理費は含まれると了解して宜しいでしょうか。	含まれません。
募集要項 36	21		回答	218					質問回答218では、支払時の税法上の取り扱いに従うとの回答ですが、質問回答225では支払時の税率が適用されると回答されていますが、どちらが正しいのでしょうか。	回答に齟齬はないと考えます。
募集要項 37	23		回答	233					ご回答で、「原則そのとおりと考えておりますが、当該資料は考え方（案）であるため、協議も可能です。」とされておりますが、昨今の値上がりは激しくより踏み込んだご見解のご提示をお願いします。	（案）で示している内容が現在の社会情勢に即していないと合理的に判断された場合、指標に限らず見直しを行う予定です。
募集要項 38	23		回答	238					物価変動率の改定方法について「日本銀行調査統計局の（消費税を除く国内企業物価指数／業務用機器）を一般的な指標としてご採用になられたとのことですが、本指標は、「サービス・娯楽用機器、計測機器、医療用具、光学機器・レンズ」の価格が調査されたものであり、土建工事費はもとより機械設備工事に対しても今回事業の建設費に沿くわないと思料致しますが、真意をご教示いただきたく。	他都市の事例等を参考に設定しております。
募集要項 39	24		回答	250					インフレーションとは上昇幅の問題で、具体的上昇額の問題と了解しますが、「具体的な上昇額が算定できないため判断できません」との回答の理由をご説明願いたく。	現状のインフレーションの上昇が、当該事業にどのような影響を具体的に与えるのか、実際に提案されたコストの内訳を確認しないと判断できないためです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 40	27		回答	268					<p>質問回答268では、生ごみ性状の著しい変動巾に対し具体的な数値の提示は行いませんとの回答ですが、生ごみ性状（TS、VS濃度）はバイオガス発生量に直接影響し、バイオガス利活用での収入額に大きく影響します。</p> <p>サービス購入費Cを算出するに際し、具体的巾の提示がないと、提案者は事業性リスクの軽減の観点で、要求水準書別紙2に記載の分析値に対し、相当低い濃度を自ら最低濃度とした試算に基づき、提案単価より差引くこととなります。</p> <p>この結果、市の財政支出軽減への効果が期待薄になる可能性もあり、本件事業をPFI事業で推進するとの前提である市/民間事業者のwin-winの関係構築が歪んだものとなることも懸念されます。</p> <p>民間事業者に積極的な提案単価を検討させるためにも、生ごみ性状の著しい変動巾の設定を再考頂きたく。</p>	<p>生ごみ性状分析を2回しか実施していないため、変動巾の具体的な数値の提示は行いません。</p>
募集要項 41	27		回答	269					<p>質問回答269/271では、生ごみ量(年間)の著しい変動巾に対し具体的な数値の提示は行いませんとの回答ですが、生ごみ量はバイオマス利活用事業に大きく影響するもので、利活用事業での収入額に大きく影響します。</p> <p>サービス購入費Cを算出するに際し、具体的巾の提示がないと、提案者は事業性リスクの軽減の観点で、要求水準書別紙4に記載の量に対し相当少ない量を自ら最低量とした試算に基づき、提案単価より差引くこととなります。</p> <p>この結果、市の財政支出軽減への効果が期待薄になる可能性もあり、本件事業をPFI事業で推進するとの前提である市/民間事業者のwin-winの関係構築が歪んだものとなることも懸念されます。</p> <p>民間事業者に積極的な提案単価を検討させるためにも、生ごみ量の著しい変動巾の設定を再考頂きたく。</p>	<p>生ごみ量(年間)の著しい変動の下限は、要求水準書別紙4における「生ごみ等 年間投入量」のマイナス20パーセントとします。</p>

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 要求水準書に関する質問回答（第2回目）

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 1	3	2	第1章	1	3	(2)	(ク)		「衛生排水等は下水に含まない」とする一方で、第1回質問回答／要求水準書4にて、「返流水接続箇所に放流する」との指示があります。衛生排水については、返流水の水質監視後に合流させ、そのまま返流水接続箇所に放流するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、衛生排水等は下水として扱います。
要求水準書 2	4	12	第1章	1	4	(3)	(ウ)		処理対象物の内(エ)、(オ)について、市民や民間事業者に対して、分別収集の周知期間並びに移行期間があるかと思われませんが、そのスケジュール、その周知方法等について、貴市としての考え（予定）をご教示願います。	平成27年度に分別収集を決定し、平成28年度に町自治会及び事業者へ説明する予定です。
要求水準書 3	4	12	第1章	1	4	(3)	(ウ)		平成29年10月1日までに、万が一、分別収集に完全移行しない場合の処置について、貴市としての考え（完全移行するまで施設は稼働しない、とか、分別収集に移行した一部の地域から分別収集を実施し、あくまでもH29.10.1～施設は稼働 他）をご教示願います。	平成29年10月1日の施設稼働時点では分別収集に完全移行しています。
要求水準書 4	7		第1章	1	4	(8)	表1	1	第1回質問時の要求水準書に関する回答19で、試運転中の既存施設の運転は選定事業者所管とのことですが、提示いただいている情報では、既存設備に関連する事業者以外に、民間事業者のノウハウを生かし、コスト縮減及び公共サービスの品質向上を図ることは困難と考えます。公平性担保の観点から所管範囲の再考をお願いします。	原案のとおりとします。
要求水準書 5	7		第1章	1	4	(8)	表1	1	第1回質問時の要求水準書に関する回答22で、「既存設備の電気設備については、市の長寿命化計画の策定対象ですが、市が実施する大規模修繕及び更新を確約するものではないとのことですが、長寿命化計画で大規模修繕ないしは更新が必要と判定された場合は市にて対応いただけると考えてよいでしょうか。	市が策定する長寿命化計画に基づく大規模修繕・更新計画により市が実施します。ただし、汚泥脱水機及び機械濃縮機に関連する電気設備については、選定事業者の更新対象とします。
要求水準書 6	7		第1章	1	4	(8)	表1	1	既存施設のうち、選定事業者が使用する施設の建築設備は、試運転以降は維持管理と修繕を行い、大規模修繕・更新は市の長寿命化計画に基づき市が実施するとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 7	7		第1章	1	4	(8)	表1	1	既存施設のうち、選定事業者が使用しない施設の建築設備は、試運転以降は安全管理のための措置のみを行い、修繕・大規模修繕・更新は市の長寿命化計画に基づき市が実施するとの解釈でよろしいでしょうか。	使用しない施設については、市の長寿命化計画の対象とすることは想定していません。なお、安全管理上必要な措置は実施してください。
要求水準書 8	7		第1章	1	4	(8)	表1	1	汚泥処理設備（濃縮・脱水）、汚泥乾燥設備を更新するため既存設備を使用しない場合、撤去するまでは、安全管理上の必要な措置（例えば、建屋への立入禁止措置を行う、等）を行えばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 9	7		第1章	1	4	(8)	表1	1	既存施設のうち、選定事業者が使用しない施設の消防点検（法定）は市が行うと了解してよろしいでしょうか。	選定事業者の管理となります。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 10	7		第1章	1	4	(8)	表1	1	維持管理・修繕費算出のため、既存施設の建築設備（空調・給排水・消防設備）の機種、台数、設置年度を明示していただきたく。	空調設備（空冷式パッケージエアコン 天井埋込カセット形） 設置場所：汚泥処理棟3階 製造者：ダイキン工業株式会社 機種：SZYC224CBD-H(冷房能力 20kW)×2台 SZYC80CBT-H(冷房能力 7.1kW)×2台 設置年度：2013年度(2013年11月) 給排水(給水ユニット) 設置場所：汚泥処理棟1階 製造者：株式会社テラルキョクトウ 機種：給水ポンプユニットNX-VFC402-3.7D 台数：1台 設置年度：2007年度(2008年2月) 消防設備 質問回答（第2回目）別添資料1参照
要求水準書 11	13	23	第2章	2	4	(1)			搬入路設計・確認のため、バイオマスの受け渡しに使用する車両の寸法、重量、旋回軌跡をご提示願います。	質問回答（第2回目）別添資料2をご参照ください。 想定されている代表的な車両の数値になります。 旋回軌跡のデータはありませんので必要に応じて調査してください。
要求水準書 12	15		第2章	表2-1					第1回質問回答（要求水準書 50）にて、ガスホルダ容量は「発生ガス量の12時間以上」と回答があります。「下水道施設設計指針と解説」には、ガスホルダの容量は「用途によって定める」との記載もありますが、用途上支障が無い適正容量としてもよろしいでしょうか。	バイオガスの利用計画と十分な安全管理、安定稼働、環境保全対策がとられていることを根拠を持って説明できる場合は用途に応じた適正容量とすることができます。
要求水準書 13	15		第2章	表2-1					第1回質問時の要求水準書に関する回答50で、ガスホルダの容量は発生ガス量の12時間以上とのことですが、当該質問で引用されている「下水道施設設計指針と解説」では「汚泥消化タンクの数が多い場合には・・・ガスホルダの貯留量は1日平均発生消化ガス量の半日分以上とするが、汚泥消化タンクの数が少ない場合や消化ガスを有効利用するときはその用途により決定する」と記載されています。バイオガスを24時間稼働するガス発電設備で有効利用する場合には、発生したバイオガスを常時使用するため、発生量の時間変動を考慮してもガスホルダの容量は4時間程度で十分だと考えます。要求水準書回答50の回答を変更いただきたく。 ちなみに、日本でバイオガス発電を実施している下水処理場では、12時間未満で設定・運用しているところもあります。	要求水準書質問回答（第2回目）No. 12をご参照ください。 なお、消化ガス発電設備等の性能については、【国水下水事第87号（平成26年3月31日付け）「下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について」】を遵守してください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 14	15		第2章	表2-1					要求水準書P.11 (8)-②設計・建設業務における要綱・基準等にあげられている「メタンガス化(生ごみメタン)施設整備マニュアル(平成20年1月 環境省)」では、「バイオガスを常時利用する場合、バイオガス貯留設備の容量は2~4時間分程度とすることが多い」と記載されています。 バイオガスを常時利用する場合は、この「メタンガス化(生ごみメタン)施設整備マニュアル」を適用できると考えてよろしいでしょうか。	当該資料の記述は事例として示していると考えられるため、基準や設計根拠としての適用は認められません。
要求水準書 15	15		第2章	表2-1					「下水道施設計画・設計指針と解説、日本下水道協会(2009)」P.537 では自家発電設備の対象負荷例として、汚泥処理設備は計装用空気圧縮機と送泥ポンプとあり、さらに停電時に焼却設備等が安全に停止できるよう負荷を決定するとあります。これに加え、停電時にも生ごみ、し尿の受入れができ、20時間分(1日分)の設備運用ができるように設備容量を決定することで宜しいでしょうか?	非常用発電は、要求水準書 第2章 表2-1 設備一覧・性能要求事項に示すとおりです。なお、対象施設については、必要最小限の運転ができ、かつ安全な状態で維持又は停止できるものとしてください。
要求水準書 16	16		第2章	表2-1					第1回質問時の要求水準書に関する回答55で、中島処理場管理棟監視室でも必要な機能を指示いただいておりますが、誤認識等を防止するため、フローやデータトレンド、帳票については既存施設でのフォームを踏まえた仕様とする必要があるでしょうか。	単独システムの場合は、既存施設のフォームを踏まえた仕様にする必要はありません。詳細は、市との協議により決定します。
要求水準書 17	20	3	第4章	4	1	(ア)			処理場内の中継ポンプ棟の電源は既存施設用地内の汚泥処理棟から給電されています。中継ポンプ棟の電源切替工事は市殿にて実施いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	切替工事済です。 詳細は要求水準書 別紙1-3-7をご参照ください。
要求水準書 18	20	12	第4章	4	1	(ア)			既存の機械濃縮設備、汚泥脱水設備については平成49年9月の事業期間終了までに撤去すればよいという考えでよろしいでしょうか。	新たな設備を設置後、当該年度(平成29年度)の2月末までに撤去してください。
要求水準書 19	20	12	第4章	4	1	(エ)			既存の汚泥処理棟を撤去する場合、棟内の機械・電気等の設備を撤去した上で、棟のRC構造の地下部分に関しては撤去せずに埋め戻してもよろしいでしょうか。	基礎も含めて撤去してください。
要求水準書 20	21	9	第4章	4	2	(5)			第1回の質問回答「募集要項98」で既存施設用地約15000m ² にも区域フェンスが必要とありますが、市殿維持管理設備のメンテナンス動線の寸断される等、デメリットがあると想定されます。別紙1-1に示す既存施設用地赤線内は維持管理は行いますが、フェンスを設置しなくても宜しいでしょうか。 また、設置が必要な場合、15000m ² の敷地全てを囲うように(別紙1-1赤線の通り)フェンスを設置するのか、稼動している設備範囲のみ囲えば良いのか、ご教示願います。	フェンスは電気使用区域及びエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づくエネルギー管理の区域を分けるためのものです。 建設用地と既存施設用地15,000m ² を合わせてフェンスで囲ってください。必要箇所に扉の設置をお願いします。その位置は協議により決定します。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 21	23	6	第4章	4	4	(1)			試運転中に発生する発酵後汚泥やその有効利用物については選定事業者の責任で活用または処理・処分を行うこととなっております。これら処分先については、資源化センターもしくは、資源化センターより安価に処理できるところを事業者が自由に選択できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 22	24	23	第4章	4	5	(4)			「設計図書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために当然必要なものは、市の指示に従い、選定事業者の負担で施工しなければならない。」とあります。しかし、事業内容として市に予見できていない業務を市が一切の費用的負担を負うことなく民間事業者に負担させるというのはPFI事業の公平なリスク分担の趣旨に著しく反するものであります。以上の事から、民間事業者において法令上当然事前に必要であると予見すべきものでない業務が追加で必要となった場合、当該事業はそもそも事業契約の範囲外となるため、追加の別契約として対応させて頂けると了解してよろしいでしょうか。	設計図書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために当然必要なものは、選定事業者であらかじめ予見可能と考えますので、選定事業者の負担で施工してください。なお、法令変更や不可抗力に該当する場合は、事業契約書案（第）第74条に従います。
要求水準書 23	25	22	第4章	4	5	(4)	③	(ア)	引渡性能試験時にバイオマスが定格処理能力に満たない場合の扱いを記載いただいておりますが、性能試験前の馴養を定格処理能力で実施しない場合、メタン発酵槽内の菌体量が十分に育成できないため、定格処理量との関連では性能の確保を示すことができないことが考えられます（例えば発酵時間とVS分解量でバイオマス処理能力を示すことは難しい）。定格バイオマス量での馴養ができないことに起因すると選定事業者が立証した場合は、性能確保していると認めていただけると考えてよいでしょうか。	定格処理量との関連で処理能力を確認します。
要求水準書 24	29	13	第5章	5	3	(1)	①	(ウ)	「汚泥」には、公共下水道汚泥（中島、野田、富士見台）と地域下水道汚泥（高根、豊南、五並特環下水道汚泥、農業集落排水汚泥、し尿処理施設汚泥）、し尿・浄化槽汚泥の3種類の「汚泥」が存在します。ここで、13t吸引車で汚泥受入する高根、豊南、五並処理場（特環下水道）の汚泥は、別紙2より発生する処理場ごとに汚泥濃度を測定しており、かつ、別紙4より汚泥量全体の約0.2%以下であるため、スポットサンプリングによる濃度分析でも固形物量を把握が可能と考えます。そこで、13t吸引車で受入する地域下水道汚泥については、スポットサンプリングによる濃度分析を行うことでよろしいでしょうか。	要求水準書質問回答（第1回目）No. 152をご参照ください。ただし、原則としては上記のとおりですが、汚泥ごとの性状・量のデータや施設整備に関する知見等に基づき、必ずしも連続測定を行うことが合理的ではない場合にはスポットサンプリングを認めます。提案書に分析に関する考え方を明記してください。
要求水準書 25	29	16	第5章	5	3	(1)	①	(ウ)	第1回の質問回答「要求水準書153」で公共下水道汚泥（濃縮汚泥（場外）車輛輸送）の濃縮汚泥濃度測定が必要とありますが、公共下水道汚泥（余剰汚泥）と混合して、機械濃縮後に濃縮汚泥濃度の測定をすることで宜しいでしょうか。	要求水準書質問回答（第1回目）No. 153をご参照ください。ただし、公共下水道汚泥（余剰汚泥）と公共下水道汚泥（濃縮汚泥（場外）車輛輸送）を混合しての機械濃縮は想定していません。なお、公共下水道汚泥（濃縮汚泥（場外））については、信頼性が得られるデータであればスポットサンプリングも認めます。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 26	29	16	第5章	5	3	(1)	①	(ウ)	第1回の質問回答「要求水準書153」で公共下水道汚泥（濃縮汚泥（場外）車輻輸送）の濃縮汚泥濃度測定が必要とありますが、地域下水道汚泥、し尿・浄化槽汚泥（場外受入混合汚泥）と混合して、濃度の測定をすることで宜しいでしょうか。	ここでの地域下水道汚泥には特環下水汚泥、農集排汚泥、し尿処理施設汚泥が含まれているため、混合での測定は不可とします。
要求水準書 27	29	35	第5章	5	3	(1)	⑦		募集要綱等に関する質問回答（第1回）P45要求水準書193にて、生ごみの受入れは「ゴールデンウィーク、お盆の期間も、平常時と同様に行われると考えて良い」とありますが、生ごみ受入に伴い発生する発酵不適物の資源化センターへの運搬は、生ごみ受入れと同様（ゴールデンウィーク、お盆期間等）に運搬できると考えてよろしいでしょうか。	年末年始を除き、祝日が月曜日から金曜日に該当する場合は受入できます。
要求水準書 28	30	10	第5章	5	3	(1)	⑧		「プリペイドカードの発行」とありますが、貴市が発行するプリペイドカードの発行業務を代行する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 29	31	12	第5章	5	3	(4)	イ)		「市所管の設備台帳システムへの情報入力に協力すること」とありますが、入力に必要な資料の提供までの認識でよろしいでしょうか。	情報の入力までお願いします。入力する情報の内容は施設情報の台帳や、維持管理情報等です。入力用の環境（ソフトウェア環境のみ。端末除く）は市が提供します。
要求水準書 30	31	22	第5章	5	3	(5)	②		燃料の種類については特に指定はなく、事業者の判断で種類を決めてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 31	31	22	第5章	5	3	(5)	②		燃料として都市ガスを使用する場合、中島処理場内の都市ガス配管から分岐することは可能でしょうか。それとも場外の都市ガス本管から敷設する必要があるのでしょうか。	中島処理場内の都市ガス配管を利用可能と想定しますが、接続に関してはガス事業者の確認が必要です。
要求水準書 32	31	22	第5章	5	3	(5)	②		電気及び上水道は引き込みの参考図があります。都市ガスに関しても同様の配管系統図を提示願えませんでしょうか。	質問回答（第2回目）別添資料3をご参照ください。
要求水準書 33	35	17	第6章	6	1	(2)	ア)		形状として「粒状」と記載がありますが、粒径等の形状の規定は無いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 34 [※] (要求水準書 179)	35	22	第6章	6	2	(ア)			資源化センターまでの運搬は選定事業者の範囲となっておりますが、選定事業者自らではなく、第三者に委託をしてもよろしいでしょうか。	SPCの構成企業に委託することは可とします。なお、関連項目を修正します。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 35* (要求水準書 180)	35	23	第6章	6	2	(ア)			「市の産業廃棄物として資源化センター又は市の指定する場所までの運搬、積み下ろしが選定事業者の事業範囲となる。」との記載がありますが、維持管理・運営企業が上記業務を実施することは可能との理解で宜しいでしょうか。仮にSPCで上記業務を実施する場合、SPCが産業廃棄物運搬に係る全てのリスクを負ってしまい、運搬中に不測の事故等が発生し、SPCが損害を被った際にSPCが資金不足等により破綻する可能性があります。事業継続の観点からも、維持管理・運搬企業が産業廃棄物運搬に係る業務を実施することを認めて頂けませんか。	維持管理・運営企業がSPCの構成企業で産業廃棄物収集運搬業の許可を持っていれば可能です。なお、関連項目を修正します。
要求水準書 36* (要求水準書 181)	35	27	第6章	6	2	(ウ)			定期点検時に利活用できない発酵後汚泥が発生し、中島処理場外へ搬出する場合には、その運搬業務を、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する構成企業または協力企業へ委託することは可能でしょうか。	産業廃棄物収集運搬業の許可を持つ構成企業への委託は可能ですが、協力企業への委託は不可とします。なお、関連項目を修正します。
要求水準書 37* (要求水準書 182)	35	27	第6章	6	2	(ウ)			「選定事業者が産業廃棄物収集運搬業の許可を取得」とありますが、許可取得のため、SPCが車両等の資産を所有し従業員を雇用することは、プロジェクトファイナンスによる資金調達上、困難だと思われれます。ご再考いただけませんか。	構成企業が許可を取得していればSPCが許可を取得する必要はありません。なお、関連項目を修正します。
要求水準書 38* (要求水準書 184)	35	27	第6章	6	2	(ウ)			SPCが車両を所有せず、運転手を直接雇用しなくても、貴市から、産業廃棄物収集運搬業の許可が得られると考えてよろしいでしょうか。	SPCに使用権限がある車両であれば、リースでもかまいません。運転手についても、SPCの指揮下であれば、間接雇用でもかまいません。廃掃法施行規則第10条に規定する許可の基準に適合していれば、許可します。なお、関連項目を修正します。
要求水準書 39* (要求水準書 185)	35	27	第6章	6	2	(ウ)			産業廃棄物収集運搬業の許可はSPCが取得するのでしょうか。それとも構成企業・協力企業の誰かでもよろしいのでしょうか。	構成企業が許可を取得していればSPCが許可を取得する必要はありません。なお、関連項目を修正します。
要求水準書 40	37	13	第7章	7	1	(オ)			利用予定のない余剰地に産業廃棄物である建設汚泥を事業期間終了後も残置してよろしいでしょうか？	汚泥の残置は認められません。
要求水準書 41	37	13	第7章	7	1	(オ)			利用がみとめられた余剰地に産業廃棄物である建設汚泥を事業期間終了後も残置してよろしいでしょうか？	汚泥の残置は認められません。
要求水準書 42	38	17	第8章	8	2	(1)			都市ガスの取合位置および使用可能量について、ご教示願います。	場内の都市ガス管布設図等は質問回答（第2回目）別添資料3をご参照ください。使用可能量については、ガス事業者を確認してください。
要求水準書 43			別紙 6-1						事業用地の変更に伴う土量計算書の変更数量についてご教示いただきたく。	事業用地の変更に伴い、要求水準書 別紙の関連図面等を修正します。
要求水準書 44			別紙 10-1						10 t コンテナ車の計画搬入台数をご教示願います。	もやすごみの搬入実績から推定される搬入台数は、日平均3台程度となります。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 45			別紙 10-1						13t吸引車の積載物は下水道汚泥（野田・中島処理場を除く）となっておりますが、別紙2に記載されている地域下水道汚泥（農業集落排水処理施設）の野入浄化センター、下条浄化センター、雲谷・中原浄化センター、五号浄化センター、石巻高井浄化センターから発生する汚泥は積載しないこととしてよろしいでしょうか	要求水準書 別紙10-1のとおりとします。
要求水準書 46			別紙 10-1						※2に、「土曜日の搬入について検討中」とありますが、条件が定まらないため、土曜日の搬入はないものとして提案を行ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、生ごみの土曜日の搬入については、検討中です。なお、要求水準書 別紙10-1-2 ※2を以下のとおり修正します。 ※2：生ごみの土曜日の搬入については検討中。
要求水準書 47	29		回答	6					質問回答6では、種類について明確な回答がなされていませんが、回収袋材質を生分解性プラスチックにされても、収集時に混入される他プラスチックと機械選別で選別することは不可能なため、選定事業者で発酵不適物として生分解性プラスチックを認識することで問題ないと了解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 48	32		回答	41					今回の施設は建築基準法の建築確認申請が必要な建築物です。地下水槽部及び地上建屋部を一体の建屋と位置づけ、建築基準法及び建築基準法施行令による構造計算手法（一貫計算プログラムによる電算計算）に準拠し、地下水槽部の構造計算（鉄筋コンクリートの許容応力度等）も建築構造物として扱ってよろしいでしょうか。	下水槽部と地上建屋部が一体となるような複合構造物の構造検討手法は、「下水道施設の耐震対策指針」に示された手順によって行ってください。
要求水準書 49	33		回答	48					質問回答48では、日最大搬入量の参考データとして示された276m3/日のし尿・浄化槽汚泥の受入設備能力に関する質問に対し、回答として「要求水準書 第2章 表2-1に示すとおりです。」とありますが、この受入量は、要求水準書別紙4に示される日平均の最大値112.8t/日の施設規模に対しては過剰な条件と考えられます。市と搬入車両の台数や搬入時間帯等を協議、調整する前提での受入量として設定いただきたく。	要求水準書 別紙4の112.8 t/日は365日平均値です。受入設備は、週5日、年間250日程度の搬入日数で日最大搬入量の実績値276 t/日を加味して提案してください。
要求水準書 50	33		回答	48					質問回答45で設備規模を設定する条件として、バイオマス量は要求水準書別紙4に示された量とありますので、し尿・浄化槽汚泥の受入量は、日平均で最大112.8t/日（平成29年度）となります。一方、要求水準書別紙10-1搬入車両では、し尿・浄化槽汚泥搬入日時が”土、日曜日及び年末年始（一部）を除く日”であり、また平成24年度の各曜日及び時間帯別の平均搬入台数の実績表からも平常時は5日/週の受け渡しとなっております。従い、要求水準書 第2章 表2-1で示される日最大搬入量の設定値は、収集曜日を考慮して112.8t/日×7日÷5日＝157.9t/日という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書質問回答（第2回目）No. 49をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 51	33		回答	49					質問回答49では、年始最初の生ごみ受入想定量が、家庭系生ごみで約150t/日、事業系生ごみで約33t/日が同日に来る場合の受入に関する質問に対し、回答として「要求水準書 第2章 表2-1に示すとおりです。」とありますが、この受入量は、年始最初という平常時とは異なる特殊な条件であるため、要求水準書に記載されている生ごみ日平均約59t/日という施設規模に対しては過剰な条件と考えられます。このため、年始最初の生ごみ受入量は、市と搬入車両の台数や搬入時間帯等を協議、調整する前提での受入量として設定いただきたく。	受入設備は、週5日、年間258日程度の搬入日数で、日最大搬入量の想定値、家庭系約150 t/日、事業系約33 t/日を加味して提案してください。
要求水準書 52	33		回答	49					質問回答45で設備規模を設定する条件として、バイオマス量は要求水準書別紙4に示された量とありますので、家庭系・事業系生ごみの合計受入量の最大値が58.8t/日（平成29年度）となります。また、要求水準書P.4 1.4（4）施設規模でも、日平均値で生ごみ：約59t/日と記載があります。一方、要求水準書別紙10-1搬入車両では、生ごみ搬入日時が”土、日曜日及び年末年始（一部）を除く日”となっており、平常時は5日/週の受け渡しとなっております。従い、要求水準書 第2章 表2-1で示される日最大搬入量の設定値は、収集曜日を考慮して59t/日×7日÷5日＝82.6t/日という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書質問回答（第2回目）No. 51をご参照ください。
要求水準書 53	33		回答	53					ご回答で非常用発電機の対象施設として「要求水準書 第2章 表2-1に示すとおりバイオマスの受入と対象事業施設の運転」と書かれています。施設の要求機能として、電力会社からの受電が停電（＝非常用発電機稼働）している状態で、「市の予定するバイオマスの受入れ」可否以外にサービス購入費の減額対象となる事象は何かございますか。	平常時どおり、バイオマスの受入れと処理を行うものとし、その業務に支障をきたした場合は募集要項 別紙-1 1 維持管理・運営期間中の業務水準低下に関する措置に示す【ケース2】に当たる可能性があります。
要求水準書 54	34		回答	66					都市計画法29条の開発許可を要しない旨の届出を提出するにあたり、法29条のただし書きはどの条項が適用されるのでしょうか。ご教示ください。	都市計画法第29条第1項第3号に該当します。
要求水準書 55	37		回答	97～100					既設フェンスを使用する場合、既設フェンスの高さが、1800mm以下でもかまわないと理解して宜しいでしょうか。又、施設建設用地と未利用地の区分け部分もフェンスで仕切る回答ですが、地盤レベルがフラットの場合には、雨水流出防止用にブロック等の立ち上がりが必要と考えるのでしょうか。その場合流出防止用の高さは、200mmで宜しいでしょうか。計画道路境界部も同様に考えるのでしょうか。御教授願います。	既設フェンスの高さは、1800mmのものが設置されています。また、敷地内の雨水は、敷地内に排水溝等を設置していただき、隣地への土砂流入が発生しないように適切に処理してください。
要求水準書 56	39		回答	125					現状設置されている小屋等全ては、着工までに貴市で撤去されていると解釈して宜しいでしょうか。またその際、周回道路部分の既設フェンスも全て撤去されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 57	43		回答	169 170					今回の施設では高齢者、障害者、小学生等の見学が想定されますが、「愛知県 人にやさしい街づくり条例」の対象建築物に該当するのでしょうか。また、該当する場合は、どの施設区分となるかご教示ください。	見学ルートが計画される場合は、条例基準を満たす措置をし、工場として届出ください。

※第1回目に回答を保留した質問になります。括弧内は、第1回目の質問時の番号です。

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 様式集に関する質問回答（第2回目）

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
様式集 1	2	29							要求水準書1.4(4)施設規模における、365日平均値に基づいた設計能力負荷条件での設計計算書等を提出すればよろしいでしょうか。	メタン発酵を行う能力についてはご理解のとおりですが、メタン発酵前段のバイオマスの受入・前処理工程については、し尿・浄化槽汚泥の年間搬入日数250日程度及びもやずごみの搬入日数258日程度の実態を勘案し提案してください。
様式集 2	49		様式 7-7						地元企業の活用を予定する場合、「代表企業」、「構成企業」、「協力企業」以外のとき、「地元企業からの関心表明書又はそれに類する書類」の添付は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	「地元企業からの関心表明書又はそれに類する書類」に限り添付可能とします。
様式集 3	45		様式 7-4e						表中の発酵後汚泥量(TS) (t)に、記載されている数値が、様式7-4c サービス購入費Dの表中の数値と同一ですが、投入バイオマス量 (TS) (t)としてよろしいでしょうか。	様式集 様式7-4c及び7-4eを修正します。
様式集 4	49		回答	3					イメージパースは外観パース1カットで宜しいとの回答ですが、要求水準書3.5①建築関係図面では、(ケ)透視図と(コ)鳥瞰図と2種類の図を提出と記載されています。(ケ)透視図に該当する提出物がアイポイントからの建屋単独の外観透視図、(コ)鳥瞰図に該当するものが施設全体を上空から鳥瞰した図と考え、2種類の図を提出すればよろしいでしょうか。又、鳥瞰図は未利用地までを描画する必要がありますでしょうか。ご教示願います。	要求水準書 第3章 3.5 (1) ①に記載の図面は、設計業務において提出していただく物になります。提案時においては、様式集質問回答（第1回目）No.3のとおりです。なお、未利用地までの描画については、提案によります。

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 事業者選定基準に関する質問回答（第2回目）

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業者選定基準 1	58		回答	60					ご回答いただいた参照資料（参考URL）では、代表者だけが記載されており、加点対象企業が表示されていません。再度、加点対象企業をご教授ください。	公表資料として公表している以外のことについては回答いたしません。 なお、事業者選定基準質問回答（第1回目）No. 60を以下のとおり補足します。 平成25年3月11日公表の、「豊橋市PFI基本指針におけるPFI導入対象事業の抽出」に係る民間事業者からの発案の検討結果について」において、発案者とされている「豊橋市中島処理場でのバイオマス資源利活用事業推進 民共同体」のメンバー（法人として単独で構成員となっている者）が加点対象者となります。 参考URL: http://www.city.toyohashi.lg.jp/7289.htm 関連して、様式集 様式9-1に以下の記載を追加します。 ・加点対象者以外の応募者が提出した本様式は無効とします。
事業者選定基準 2	58		回答	60					ご回答いただいた参照資料（参考URL）では、対象となる発案事業名は、「持続的発展が可能な環境先進都市づくり」に貢献するバイオガス（消化ガス）の精製・都市ガス導管注入事業、となっています。そのため、消化ガスのそれ以外の利用方法の提案をした場合、加点対象にはならないと考えてよろしいでしょうか？	加点対象については、審査委員会で決定します。

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 基本協定書（案）に関する質問回答（第2回目）

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
基本協定書（案） 1	4	24	第11条	3					基本協定書（案）質問回答No.22において、基本協定書（案）第11条3項第(1)号、第(4)号及び第(5)号を削除するとの回答がありましたが、これらを単に削除してしまうと、原則に戻って第1項が適用されて、例えば弁護士やアドバイザーに開示する場合であっても相手方の事前の承諾が必要になってしまいます。上記第(1)号、第(4)号及び第(5)号については、削除するのではなくて、別途、相手方への事前の通知及び相手方の承諾を要しないとの規定を設けて頂けないでしょうか。	基本協定書（案）第11条第3項のただし書き以降を以下のとおり修正します。 （略）ただし、以下の第1号、第4号若しくは第5号に該当する場合は相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。 (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等に開示する場合 (2) 法令等に従い開示が要求される場合 (3) 権限ある官公署の命令に従う場合 (4) 甲又は乙と守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合 (5) 事業予定者に対して資金提供を行う金融機関及びその弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等に開示する場合
基本協定書（案） 2	60		回答	7～10					本事業を含めあらゆる事業において、我々は取引制限に係るような行為をするつもりは無く、疑われるようなことさえあってはならないと認識しています。それにもかかわらず回答7～10の質問を拝読するにあたり、回答6で本事業での適用を確認しながらの質問であることを考えると、あたかも本事業において他社との取引制限を前提にしているように読めます。この質問により我々も疑われる可能性もあり、真摯に取り組んでいる我々としては到底納得できるものではありません。今回の質問数の多さを考えると各社真剣にとらえている中、どうしてこのような質問がされるのか理解できないばかりか参加企業、並びに関係者に対する侮辱ではないかと思えます。	ご意見として承ります。

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 事業契約書（案）に関する質問回答（第2回目）

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書（案） 1	1	10	前文						豊橋市管轄の下水道汚泥、し尿・浄化槽汚泥、生ごみについては、中島処理場に集約し、処理するという理解でよろしいでしょうか。今後、資源化センターの設備更新等があっても、中島処理場で処理できるものはあくまで中島処理場に集約し処理するという理解でよろしいでしょうか。当該内容を明確化するため、地域下水道汚泥及び生ごみの定義について、以下の通り公共下水道汚泥の定義同様とさせて頂きませんか。 ・「公共下水道汚泥」とは、市内すべての単独公共下水道の終末処理場から発生する汚泥をいう。 ・「地域下水道汚泥（濃縮）」とは、市内のすべての特定環境保全公共下水道の終末処理場、市内の農業集落排水施設及び市内のし尿処理施設から発生する汚泥をいう。 ・「生ごみ」とは、市内で発生するすべての家庭系又は事業系の一般廃棄物である厨芥類等をいう。	原案のとおりとします。
事業契約書（案） 2	6	29	第2章	第2条	2				「事業契約書（案）に関する質問回答（第1回目）」No. 7の回答について、「要求水準書と技術提案書の優先劣後を判断すべき事象が起きた時点」とありますが、業務の開始前又は開始後において、具体的な業務内容を検討する際に、いずれが優先するか事業者サイドでは判断が難しいというような場合も含むという理解で宜しいでしょうか（そのような場合に優先劣後を市にご確認を求めることが可能でしょうか）。	事業者から申し出を行うことは可能ですが、判断の必要があるか否かも含めて市が決定します。 なお、本事業の募集手続においてご質問のような申し出を行うことは認められません。
事業契約書（案） 3	7	30	第2章	第8条	2				建築確認の手続きについて触れられていますが、構造計算適合性判定が必要となる構造を提案し、貴市建築指導課に申請を行う場合、適合性判定を含め建築確認を取得するまでにどの程度の期間が必要になるか、実態に即してご教示いただきたく（月数オーダーで結構です）。	法定審査期間は70日です。これは、法的に定められた審査期間であり、図書の精度状況によって左右され、修正等に時間を要すれば審査期間の長期化も考えられます。 また、法改正（H26.7.1）に伴い適判制度の全体フレームが見直されましたので、申請手法により審査期間も変動します。改正内容を確認いただき、スケジュールを調整してください。
事業契約書（案） 4	9	18	第3章	第12条	3				第1回質問回答No. 20・21において基本及び実施設計の確認期間について「3週間程度」と回答いただいておりますが、工期がタイトなため、「2週間程度」に短縮していただきますよう、ご協力いただきたく。	原則、3週間とします。
事業契約書（案） 5	10	4	第3章	第14条	1				「事業契約書（案）に関する質問回答（第1回目）」No. 24について、市による設計変更により生じた増加費用等については第14条第3項に従うとの回答を頂いておりますが、仮に第14条第3項で事業者が負担する事になった場合であっても、その設計変更の内容が市により自由に決定し得るとすれば、その内容によっては事業者が必要以上の過大な費用を負担する可能性も存在致します。市が設計変更の内容を決定する場合、必要な限度で、可能な限り増加費用が発生しない方法を選択頂けるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第14条第1項に記載のとおり、市は設計変更による事業者の本事業の実施に与える影響についても勘案した上で設計変更の可否を判断します。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 6	13	17	第4章	第21条	1				第1回回答において、市の想定されている近隣の合理的範囲は「近隣の校区の自治会」という見解が示されましたが、これは「建設用地を校区とする小学校の校区内の自治会」という理解でよろしいでしょうか。	建設用地を含む校区と隣接する近隣校区を想定しています。
事業契約書(案) 7	14	25	第4章	第23条	2	(3)			第1回質問回答の事業契約書(案) No. 59によれば、設計企業または建設企業をして履行保証保険を締結する場合にも、豊橋議会の議決を得て効力を発生する日に付保が必要との見解ですが、実務上、各業務委託契約(設計契約、工事請負契約、工事監理契約)が締結されないと履行保証保険も付保できませんので、この場合の履行保証保険の始期は各業務委託契約の締結日とするようお願いします。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 8	14	25	第4章	第23条	2	(3)			建設企業1社をして履行保証保険を締結させる場合にも、第23条第1項第(1)号に規定する契約保証金額が保険金額として支払われるようにすればよいとの理解でよろしいでしょうか。 第1回質問回答の事業契約書(案) No. 58、61に関連して、念のためお伺いします。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 9	15	17	第4章	第25条	1				「事業契約書(案)に関する質問回答(第1回目)」No. 63の回答は、No. 95の回答にある通り、今回新設の本施設と現在の既存施設を接続し、プラント総合試運転(性能、機能試験)を開始する時を完了と了解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお事業契約書(案)第25条第1項で記載の本施設の建設業務は、要求水準書第4章4.3に示す建設業務を意味します。
事業契約書(案) 10	15	25	第4章	第25条	4 5				「事業契約書(案)に関する質問回答(第1回目)」No. 64・65において、第25条第4項・第5項の補修は、要求水準書で設定された基準を本施設が満たすための補修であることを理由に、費用を事業者が負担することとされておりますが、仮に要求水準書を満たさない結果となった場合でも、可能性としては、その原因が不可抗力又は市帰責というような場合も理論的にはあり得るように思われ、そのような場合には事業者が全額負担というのは不合理のように思われます。補修が必要となる事由による負担者の区別について再度ご検討頂けますようお願い致します。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 11	16	27	第4章	第28条					事業契約の質問回答No. 71について、市による完工確認結果を書面にて通知することを事業契約上明記願います。例えば、事業契約第28条1項に、「市が完工を確認した場合には、市は事業者に対して書面にて完工確認の通知を行うものとする」とご記載頂けないでしょうか。	事業契約書(案)第97条第1項に基づき通知は書面によって行います。 従って原案のとおりとします。
事業契約書(案) 12	17	24	第4章	第30条	4				本契約の終了日が変更されず工期のみ短縮された場合において、サービス購入費A-2、B-2及びC(固定料金)は、当初予定した金額総額が担保されると理解してよろしいでしょうか。	サービス購入費A-2及びB-2についてはご理解のとおりです。サービス購入費Cについては事業契約書(案)質問回答(第1回目)No. 74をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 13	19	9	第4章	第35条	1				市の責めに帰すべき事由により本施設の引渡し引渡予定日より遅延した場合でも、提案書通りにサービス購入費は支払されると了解して宜しいでしょうか。	実施されなかった維持管理・運営業務に係るサービス購入費は支払われません。 なお、その場合の費用等の負担については事業契約書(案)第35条第1項に記載のとおり市が負担します。
事業契約書(案) 14	19	12	第4章	第35条	2				市の責めに帰すことのできない事由により本施設の引渡し引渡予定日より遅延した場合、サービス購入費A、B、C、Dの支払いスケジュール(支払期日及び各回の支払金額)はそれぞれどのように変更されるかご教示ください。また、この場合事業者は遅延損害金を市に支払う義務がありますが、当該遅延損害金等はサービス購入費との相殺はなされないという理解でよろしいでしょうか。	前段について、サービス購入費A及びBについては協議により定めます。サービス購入費C及びDについては事業契約書(案)質問回答(第2回目)No.13をご参照ください。後段については、サービス購入費と相殺する場合があります。
事業契約書(案) 15	19	20	第4章	第35条	3				不可抗力や法令変更により本施設の引渡し引渡予定日より遅延した場合、サービス購入費A、B、C、Dの支払いスケジュール(支払期日及び各回の支払金額)はそれぞれどのように変更されるかご教示ください。また、この場合事業者は引渡遅延に伴う合理的な範囲の費用に相当する額を支払う義務を負いますが、当該費用はサービス購入費との相殺はなされないという理解でよろしいでしょうか。	前段について、事業契約書(案)質問回答(第2回目)No.14をご参照ください。後段については、市の判断によりサービス購入費と相殺する場合があります。
事業契約書(案) 16	19	28	第4章	第36条					本施設に瑕疵があり損害賠償請求を受けた場合であっても、サービス購入費の支払留保等の措置は行われたいという理解でよろしいでしょうか。	募集要項別紙-1及び事業契約書(案)別紙9に基づく場合以外でサービス購入費の支払いを留保することは想定していません。
事業契約書(案) 17	21	3	第5章	第38条					試運転期間中に既存施設の運転維持管理業務を実施するに当たり、既存施設の運転操作マニュアルの提示、運転操作指導・教育等、引継があるという理解でよろしいでしょうか。 その引継は、既存施設の運転維持管理業務を開始するプラント総合試運転(性能、機能試験)の1ヶ月前から実施願います。	ご理解のとおりですが、引継開始日は事業者と協議します。
事業契約書(案) 18	21	3	第5章	第38条					引渡日までに市の内容確認を得る維持管理・運営業務仕様書及び維持管理・運営業務年間計画書に、引渡日前の試運転中に実施する既存施設の維持管理・運営業務内容について記載することに違和感を感じます。試運転中の業務については、事業契約書(案)第25条第1項に記載されている試運転計画書及び性能試験計画書に記載するものとし、維持管理・運営業務仕様書及び維持管理・運営業務年間計画書には試運転中の業務についての記述は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 19	23	25	第5章	第49条	3				事業契約の質問回答No.99について、地震や大雨等の場合には、要求水準書第5章5-4(4)危機管理対応業務及び同(6)住民対応業務に記載の業務については事業者の負担で行うものの、それ以外の費用については第74条の不可抗力の規定に従うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 20	24	1	第5章	第50条	2				<p>「市は、事業者によるバイオガスの利活用業務について何らの責任を負わず、費用負担をしないものとする。」とあります。また、第一回質問回答 事業契約書(案) No.105において「バイオガス利活用業務の実施に要する費用負担及び責任については事業契約書(案) 第50条第2項に定めるとおりです。」とあります。</p> <p>しかし、本事業においては市が搬入する汚泥や生ごみ等の性状につき、市から示された前提条件に則り各民間事業者がバイオガス化事業の収益を積算提案し、当該金額を市が支払う委託料から控除することになっており、市はバイオガス利活用業務に関し一定のメリットを享受するスキームになっております。</p> <p>この点、市が搬入するバイオマスの量や性質の変動はバイオガスの発生量やカロリー等にも多大な影響を与え得る要因であるため、バイオガスの発生量やカロリー等に関し、市にも一定の責任(バイオマスの質や量の一定の保証)を負担して頂かないことには、公平なPFI事業として成立いたしません。</p> <p>以上の事から、市が搬入するバイオマスの量や質の変動に起因するバイオガスの変動につき、運営開始後に民法等のその他一般法令での協議又は訴訟等を回避するためにも、事業契約第53条第1項にあります「(バイオガスの利活用業務を除く。)」を削除して頂くか、又は各民間事業者が提案したバイオガス発生の原単位等と市が搬入するバイオマスの変動の相関関係を合理的に民間事業者が説明した場合は第53条の対象にバイオガスの利活用業務を加える旨を追記して頂けないでしょうか。</p>	募集要項 別紙-3 2 ⑥、⑦をご参照ください。
事業契約書(案) 21	25	17	第5章	第53条	1				<p>事業契約の質問回答No. 105について、不可抗力や法令変更時の費用等負担については、事業契約別紙5及び別紙6の費用等の負担の規定に基づくものと思いますが、それぞれ第3号にて、付帯事業のみ事業者負担と規定されておりますので、バイオガス利活用事業については、不可抗力や法令変更による費用等の負担の割合はそれぞれ別紙5、別紙6に従う、という理解でよろしいでしょうか。そうでなければ、地震等の不可抗力でバイオマス利活用施設に損害が発生した場合には事業者負担となってしまう、事業者としては過大なリスク負担となってしまうものと思料致します。</p>	<p>バイオガス利活用事業のためのみに利用される設備に発生した増加費用については、事業契約書(案) 第50条第2項に記載のとおり、原因を問わず事業者の負担となります。</p> <p>バイオガス利活用とバイオガス利活用業務を除く維持管理運営業務との双方において利用される設備については、維持管理運営業務に係る増加費用と整理できる範囲の損害については、事業契約書(案) 第53条に従って取り扱います。</p>

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 22	25	31	第5章	第53条					「事業契約書(案)に関する質問回答(第1回目)」No. 110に関し、特に想定されるリスクについて独立して要件を明確化すること自体は分かりますが、その場合の立証責任を全て事業者が負担するというのは、単純に当該各要件の充足の可能性を制限するだけであり(また、実際上は、帰責事由の所在の判断について市側で保有する情報等が必要になる場合も多いものと思われます)、明確化という趣旨ともあまり関係ないように思われ、特に合理性があるようには思われません。客観的な要件のみ規定し、立証責任には触れない形に修正することにつき再考頂けませんか。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 23	26	20	第5章	第53条	2	(4)			市から持ち込まれるバイオマスの質については事業者ではコントロールできずまた予測も困難であるため、一定の範囲を明示した上で貴市による保証が必要であると思料致します。このままではプロジェクトファイナンスの組成が困難となりますので、再度「大幅に逸脱」に該当する範囲を明確化するようご検討頂いたく存じます。	事業に与える影響も踏まえて協議により決定します。
事業契約書(案) 24	28	23	第5章	第56条	5				提案バイオマス処理業務の採算性が悪化していることを理由とする場合であっても、本項に基づく同業務の終了の承諾は頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 25	28	25	第5章	第56条	6				「事業契約書(案)に関する質問回答(第1回目)」No. 134において、第56条第6項は修正頂けない旨回答頂きましたが、少なくとも、実務上は一方的な停止を行うものではなく、事前に対応方法等につき事業者と十分に協議した上で決定頂けますようお願い致します。	事業者より協議を申し出ることは可能です。
事業契約書(案) 26	31	28	第8章	第67条	2				事業契約の質問回答No. 141について、相殺の対象となるサービス購入費は、サービス購入費CとDに限定して頂きますよう、ご再考をお願い致します。サービス購入費AとBは資金調達に係る融資返済に影響し、プロジェクトファイナンスによる組成が困難となります。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 27	32	2	第8章	第68条	2				事業契約の質問回答No. 142について、相殺の対象となるサービス購入費は、サービス購入費CとDに限定して頂きますよう、ご再考をお願い致します。サービス購入費AとBは資金調達に係る融資返済に影響し、プロジェクトファイナンスによる組成が困難となります。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 28	35	12	第10章	第76条	1	(1)			事業契約の質問回答No. 157について、市は対価の支払債務と、事業者に対する違約金支払請求権債務及び損害賠償請求権とを対当額で相殺できるという規定をご修正されないとのことですが、合格部分の対価は、プロジェクトファイナンスによる借入の返済原資となり、当該相殺は借入の安定性を阻害することになりますので、削除をすることを再度ご提案させていただきます。	原案のとおりとします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 29	35	19	第10章	第76条	1	(2) (3)			事業契約の質問回答No. 160について、事業者が合格部分の全部の引渡を求めた場合には市に選択権はないということです。合格部分の全部の引渡を受けるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第76条第1項第(2)号及び第(3)号に記載のとおり、一部の引き渡しの場合もあります。その範囲はそのときの状況に応じて合理的に判断します。
事業契約書(案) 30	35	19	第10章	第76条 第77条	1 5	(2) (3)			71、73、74条に基づく解除を行った場合、市は本施設の出来形部分を検査した上で、合格部分の全部又は一部の引渡を受けるとなっております。71、73、74条はいずれも市に帰責事由のある場合の解除になりますので、検査に合格したにも関わらずその一部のみ買取を行うのではなく、全部の買取をお願い致します。	事業契約書(案)質問回答(第2回目)No. 29をご参照ください。
事業契約書(案) 31	35	33	第10章	第76条	1	(4)			「事業契約書(案)に関する質問回答(第1回目)」No. 161において、破壊検査の現状復旧費用は事業者負担と回答頂いておりますが、現状復旧費用も(破壊)検査の費用に含まれるものと思われまますので、市側に帰責性がある場合には、第76条第1項第(2)号に従い市負担とされるべきではないでしょうか。実際上も、市帰責で解除されたために必要となった費用を事業者サイドで負担するというのは不合理のように思われます。第77条第5項第(4)号も同様です。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 32	36	27	第10章	第77条	3				事業契約の質問回答No. 166について、市が引継ぎを要請しなかった場合の対応について記載がないため、以下のように具体的に規定して頂きたく存じます。 「市が事業の中止を決定する等の理由により、前項に定める引継ぎを要請しなかった場合には、事業者の引き継ぎ義務は完了したものとみなす」	事業契約書(案)質問回答(第1回目)No. 166において事業者が第三者への引き継ぎが必要な場合を限定する修正をしておりますので、原案のとおりとします。
事業契約書(案) 33	36	27	第10章	第77条	3				事業契約の質問回答No. 168によれば、事業契約解除時の引き継ぎ義務は要求水準書 第5章 5.5 (2)に記載した内容を想定されているとのことですが、事業契約を解除する場合にはその1年前からの引継業務準備期間の設定は現実的ではないので、要求水準書 第5章 5.5(2)は、「選定事業者は、次に維持管理・運営業務を受託する者又は市に対して技術指導し、業務の遂行に支障の無いよう引き継ぎを行うこと」と読み替えるということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 34	37	1	第10章	第77条	4	(1)			事業契約の質問回答No. 171について、市は対価の支払債務と、事業者に対する違約金支払請求権債務及び損害賠償請求権とを対当額で相殺できるという規定をご修正されないとのことですが、合格部分の対価は、プロジェクトファイナンスによる借入の返済原資となり、当該相殺は借入の安定性を阻害することになりますので、削除をすることを再度ご提案させていただきます。	原案のとおりとします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 35	37	29	第10章	第77条	5	(1)			事業契約の質問回答No. 176について、市は対価の支払債務と、事業者に対する違約金支払請求権債務及び損害賠償請求権とを対当額で相殺できるという規定をご修正されないとのことですが、合格部分の対価は、プロジェクトファイナンスによる借入の返済原資となり、当該相殺は借入の安定性を阻害することになりますので、削除をすることを再度ご提案させていただきます。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 36	38	35	第10章	第78条	1	(1)			事業者の債務不履行等により引渡し日までに解除された場合、違約金を支払うことになっており、その違約金は「第23条の契約保証金相当額」とされておりますが、23条1項(1)においては、サービス購入費Aの10分の1以上、とされており、保証金によって違約金が異なるのは違和感があるかと思われまます。また、23条においては、契約保証金を納めなくてよい場合も記載されており、このような場合の違約金の扱いについては疑義が生じると考えられます。ご検討を頂きたいお願い致します。	事業契約書(案) 質問回答(第1回目) No. 55で契約保証金額は修正しておりますが、ご質問前段のように保証金によって違約金が異なることはないかと認識しています。事業契約書(案) 第78条第1項第(1)号に記載の契約保証金相当額については、契約保証金の免除、担保の提供による代替があった場合でも事業契約書(案) 第23条第1項第(1)号及び第(2)号に基づき算出された金額であることを確認します。
事業契約書(案) 37	39	14	第10章	第78条	4				「事業者が被った損害額」とありますが、損害額とは費用等14条3項に定める費用等を含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 38	39	14	第10章	第78条	4				「事業者が被った損害額」とありますが、損害額には遅延損害金やブレイクファンディングコスト等の金融費用も含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 39	40	6	第11章	第82条					「事業契約書(案)に関する質問回答(第1回目)」No. 187において、第82条は第74条の特則との回答を頂いておりますが、そうすると、別紙6(2)記載の「①以外の税制度の新設・変更」についても原則として全て事業者負担となってしまうように思われますが、それでは別紙6(2)の意味がないことになり不合理と存じます。第74条が、第82条本文の「本契約に別段の定めがある場合」に該当し、第82条本文の特則となる(もつとも、第82条但書きは、法令変更の場合と同義のように思われますので、並列適用)というのが正しいように思われますが、ご確認をお願い致します。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 40	41	8	第11章	第86条	3				事業者からの業務受託者は、会社事務の受託者等の他、付帯事業に関する受託者等も想定されますので、業務受託者全般について秘密保持の例外とさせて頂きませんかでしょうか。	事業契約書(案) 質問回答(第2回目) No. 41のとおりとします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 41	41	8	第11章	第86条	3				基本協定書(案)質問回答No.22において、事業契約書(案)第86条3項第(1)号、第(4)号及び第(5)号を削除するとの回答がありましたが、これらを単に削除してしまうと、原則に戻って第1項が適用されて、例えば弁護士やアドバイザーに開示する場合であっても相手方の事前の承諾が必要になってしまいます。上記第(1)号、第(4)号及び第(5)号については、削除するのではなくて、別途、事前の通知及び相手方の承諾を要しないとの規定を設けて頂けないでしょうか。	事業契約書(案)第86条第3項のただし書き以降を以下のとおり修正します。 (略)ただし、以下の第1号、第4号若しくは第5号に該当する場合又は相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。 (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等に開示する場合 (2) 法令等に従い開示が要求される場合 (3) 権限ある官公署の命令に従う場合 (4) 市又は事業者と守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合 (5) 事業者に対して資金提供を行う金融機関及びその弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等に開示する場合並びに設計企業、建設企業及び維持管理・運営企業に開示する場合
事業契約書(案) 42	41	8	第11章	第86条	3				事業者が設計企業、建設企業又は維持管理・運営企業に対して開示する場合については、相手方の承諾も事前の通知も必要ないとの規定を設けて頂けないでしょうか。	事業契約書(案)質問回答(第2回目)No.41をご参照ください。
事業契約書(案) 43	42	23	第11章	第93条					支払遅延に関して、本条項に規定される遅延利息を超える損害が事業者が生じた場合は、かかる超過額についてもご負担頂けますよう、ご再考をお願い出来ればと存じます。市に帰責による事業者が発生する損害については、市が負担するという原則(事業契約第78条第4項)に従うべき損害かと存じます。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 44	42	29	第11章	第94条					「事業契約書(案)に関する質問回答(第1回目)」No.203・204において、要求水準書変更時の費用負担は各業務に係る規定に従うとの回答を頂いておりますが、かかる点を前提としても、不可抗力・法令変更等の場合も含め、一方的に上限額の不確定な費用負担のリスクを負うこととなります(特に付帯事業については、原因に拘わらず事業者負担となりかねません)。要求水準書は、事業者が入札・契約において前提とした条件であるため、その変更は、あくまで事業者との合意を必要とするよう再考頂けませんでしょうか。	要求水準の変更は事業契約書(案)第94条第1項に定める場合に行うものであり、合理的な理由なく変更することは想定しておりません。また、事業者の意見については事業契約書(案)第94条第2項第(4)号に記載のとおりです。
事業契約書(案) 45	50	11	別紙5			(2)			本施設の引渡し日以降に起きた不可抗力による損害については、サービス購入費C・Dの費用の100分の1の額を負担することになっております。サービス購入費C・Dにつきましては、本施設の修繕費用等も含まれており、事業者がその修繕費用の一部を負担しなければならないとするのは違和感がございます。不可抗力による修繕費用については、市にて全額負担頂きますようお願い致します。	原案のとおりとします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 46	51	13	別紙6			(4)			「事業契約書(案)に関する質問回答(第1回目)」No. 216の回答につきまして、当該回答は、一つの法令変更が別紙6(1)①と(4)の双方に該当し、建設業務等と付帯事業の両方に増加費用が発生した場合、建設業務等について発生した費用は(1)①により処理され、付帯事業について発生した費用は(4)により処理されるという趣旨との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 47	53	1	別紙7	第5条	2				「2 本保証は、本件事業契約に基づく事業者の債務が終了又は・・・」とされておりますが、本件事業は施設引渡し後20年間の維持管理・運営がなされる予定ですので、事業者の債務は本件事業が終了等しないかぎり存続するのに対し、本件事業契約第36条の債務は、最長でも施設引渡し後10年間とされております。したがって、上記の記載につき「2 本保証は、第1条に基づく事業者の債務が終了又は・・・」との記載に変更頂けないでしょうか。	事業契約書(案)別紙7 第4条において、本件事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで求償権を行使しないと約していただくこととなりますので、保証書の終了期間を前倒しすることはできません。
事業契約書(案) 48	54		別紙8						「建物所有目的」となる事業について想定された土地の賃貸借契約の骨子となっておりますが、該当しない別事業を行なう際は、別途骨子については協議をさせて頂きたくお願い致します。	提案内容に応じて必要な協議は実施します。
事業契約書(案) 49	55	1	別紙8	第4条					「事業契約書(案)に関する質問回答(第1回目)」No. 221の回答につき、本事業期間の終了日までであれば延長いただけるという理解でよろしいでしょうか。未利用地の活用法が建物所有目的ではない場合、賃貸借契約の期間は民法上20年間が上限となりますが、事業期間は22年超になることからご質問するものです。	未利用地活用業務の賃貸借契約は、PFI法第70条第5項に基づくものであり、民法第604条の規定は適用されません。募集要項質問回答(第1回目)No. 29もご参照ください。
事業契約書(案) 50	55	1	別紙8	第4条					「事業契約書(案)に関する質問回答(第1回目)」No. 221の回答につき、本事業期間の終了日までであれば延長いただけるという理解でよろしいでしょうか。さもないと、事業契約締結時より土地代を支払い、未利用地活用業務は17年間強との制限を受けてしまい、未利用地活用の事業性が低下し、未利用地活用業務の意欲を阻害するものになります。	事業契約書(案)質問回答(第2回目)No. 49をご参照ください。
事業契約書(案) 51			全般						事業契約の質問回答No. 245について、要求水準書別紙4に記載の量を超えるバイオマスの受入義務を事業者は負わないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書 別紙4の記載の量によらず、日量変動に伴う受入義務はあります。日量については、日によって提示の汚泥量・生ごみ量以上になる場合もありますので、それについては要求水準書 第2章 表2-1に基づき受け入れ量の日変動を考慮した上でご提案ください。
事業契約書(案) 52	77		回答	123					第55条第4項に、事業者は市の承諾を得て未利用地活用業務を終了することができるとの規定を追加頂けるとのことですが、同業務の採算性が悪化していることを理由とする場合であっても承諾頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。